

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2023年6月30日 198号

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. サブスクのトラブルに注意！
2. 消費生活緊急情報

～うまい話はありません。友人、知人からの儲け話にご注意！～

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. サブスクのトラブルに注意！

「サブスク」といわれる「〇〇し放題」というサービスは、映像配信や音楽などの配信サービスなどのほか、最近では、洋服やバッグのレンタル、飲食店や美容院の利用サービスなど、様々な分野に広がっています。定められた期間、一定の利用料金を支払うことで、商品やサービスを、定められた範囲で好きなだけ利用することができるので人気があります。

一方で「〇ヶ月無料体験」などという広告につられて安易に申し込むと、自動で有料プランに移行されてしまい、気付かぬうちに請求が続く事もあります。サブスクの契約は、原則として、解約をしない限り自動的に支払いが継続されます。

#### 【事例】

SNSで「2か月無料トライアル」という広告を見て、定額制のバッグのレンタルサービスを申し込んだが、人気のあるバッグは借りにくく、返送も手間で、ほとんど利用しなかった。無料期間が過ぎ有料プランに移行してしまい、急いで解約しようとしたが、解約手続きがわかりにくくさらに1ヶ月分の料金を支払う事となった。

#### 【アドバイス】

サブスクの契約では、登録時にクレジットカード番号などの入力を求められることが多く、契約期間中は、サービスの利用の有無に関係なく料金の請求を受けることになってしまいます。しかし、「無料」「お試し」などが強調されるばかりで有料契約の内容が分かりにくかったり、解約しようとしても、手続きが複雑で分かりにくい場合があります。消費者が「解約できた」と思い込んでいても解約できていないこともあります。

まずは契約をする前に、本当にそのサービスを頻繁に利用するのか落ち着いて考えましょう。また、無料期間や無料で利用できる条件、解約方法などをよく確認しましょう。

解約する場合で、本当に解約できているか不安なときは、インターネット上で契約状況を確認したり、事業者にお問い合わせしましょう。

なお、利用していないサブスクの請求にすぐ気づけるよう、クレジットカード等の明細は毎月よく確認しましょう。

また、本年6月より「改正特商法」が完全施行となり、サブスク取引を含む、ネット通販、ウェブサービス全般の規制が強化されました。事業者は、消費者に対して、契約内容や解約方法について、よりわかりやすい表示義務が課されています。

このようなトラブルで困ったときには、お近くの消費生活センターに相談しましょう。

<参考資料>

○消費者庁

サブスクのトラブルに御注意を！

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/specified\\_commercial\\_transactions/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_220601\\_04.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220601_04.pdf)

○国民生活センター

「解約したはず！」「契約してない！」と思い込んでいませんか？ 予期せぬ“サブスク”の請求トラブルに注意！

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211007\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211007_1.html)

使っていないサブスクの解約忘れに注意しましょう

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210408\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210408_1.html)

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け、公正な立場で処理に当たります。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

## 2. 消費生活緊急情報第87号（2023年6月26日）

～うまい話はありません。友人、知人からの儲け話にご注意！～

### 【相談概要】

突然、友人から食事に誘われ、待ち合わせの店に行ったところ、友人の他にも知らない人が何人か来ていて、一緒に食事をした。

後日、友人から「先日のコミュニティの話をしたい」と連絡があり、ビルの一室に連れていかれた。

部屋には、先日、一緒に食事をしたメンバーがいて、競馬、株等ができる自動投資ソフトの購入を勧誘された。

「ソフトは〇〇万円と高額だが、もとはすぐにとれる。月〇〇万円儲かっている人もいる。君なら大丈夫。」と言われ、断りにくい雰囲気だったので契約してしまった。

不要なのでクーリング・オフしたい。

### 【アドバイス】

販売目的を告げずに呼び出され契約（訪問販売に該当）しているので、法定の契約書面を受

け取ってから8日以内である場合はクーリング・オフを行うことができます。

不審に思ったり、困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。

消費生活緊急情報（いばらき消費生活なびHP）

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/warning/emergent.html>

.....  
※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より  
配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

[mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■

**【お問合せ先】**

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■